



栃木県公報

平成30(2018)年
11月2日(金)
第3035号

目次

告示

- 公印の廃止..... 857
- 県税に関する申告期限等の指定..... 858
- 予定保安林..... 858
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 860
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 860
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 860
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 861
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定..... 862
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 862
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定地域相談支援の事業の廃止..... 862
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 863
- 道路の区域の変更..... 863
- 道路の供用開始..... 864

公告

- 建設業者の監督処分..... 864
- 公共測量の実施..... 865

選挙管理委員会

- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の名称の変更..... 865

告示

栃木県告示第552号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。
平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福田 富一

名称	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	廃止期日	廃止理由
栃木県中央児童相談所長之印	方20	てん書	一般文書用	平成30(2018)年 9月30日	摩耗のため
栃木県県南児童相談所長之印	方20	てん書	一般文書用	平成30(2018)年 9月30日	摩耗のため
栃木県県北児童相談所長印	方20	てん書	一般文書用	平成30(2018)年 9月30日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第553号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、平成30年栃木県告示第410号（県税に関する申告期限等の延長）において、別途告示で定めることとされた期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30（2018）年7月5日から同年11月26日までの間に到来するものについては、同月27日とする。

平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福 田 富 一

都道府県名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(税務課)

栃木県告示第554号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市柏木字井戸沢130-1、字小坂131-1（次の図に示す部分に限る。）、字六万部131-2
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩谷郡塩谷町大字船生字西ノ裏8408、8409-1、字西ノ入8413、8434、字豆柿沢8415、字一ツ石8422、8423、字越路8424、8425、8428、8429、字山萩8430-6、8430-7、字山口裏8436
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市久野字田生1570から1577まで(以上8筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅳ

1 保安林予定森林の所在場所

矢板市長井2602-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅴ

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市飛駒町字穴切6537、字穴切峠下6541、6542、字西穴切6545、字相撲窪6547、6548、字穴切押沢6572

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年11月2日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 9月1日	すずの木ファミリークリニック	真岡市荒町2-5-1
平成30 (2018) 年 9月1日	あいのわ薬局	真岡市荒町2-5-26
平成30 (2018) 年 9月1日	コスモス薬局	下都賀郡壬生町おもちゃのまち2-4-6

栃木県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年11月2日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 9月22日	共創未来那須塩原薬局 (ファーマみらい那須塩原薬局)	那須塩原市大原間西1-6-6

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第557号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下

同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30(2018)年11月2日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成30(2018)年 8月31日	SFC薬局壬生中央店	下都賀郡壬生町おもちゃのまち2-4-6

(保健福祉課)

栃木県告示第558号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年11月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200492	セルフ絆	足利市有楽町 834-5	社会福祉法人足利むつみ会	足利市利保町 49-4	平成30 (2018)年 10月1日	就労定着支援
0910200740	デイサービスセンター春日和	足利市堀込町 2462-1	株式会社ワールドステイ	足利市堀込町 2462-1	平成30 (2018)年 10月1日	生活介護
0910400167	就労定着支援はっぴーじょぶ	佐野市堀米町 3934-1	社会福祉法人ブローニュの森	佐野市堀米町 3905-4	平成30 (2018)年 10月1日	就労定着支援
0910400316	就労支援センター風の丘	佐野市浅沼町 56-1	合同会社風の丘福祉工房	佐野市浅沼町 56-1	平成30 (2018)年 10月1日	就労定着支援
0910800572	ヘルパー事業所おれんじの会	小山市城山町 3-9-10	合同会社縁G A和	小山市城山町 3-9-10	平成30 (2018)年 10月1日	居宅介護 重度訪問介護
0910800580	いちごの里めぶきファーム	小山市大川島 469	一般社団法人いちごの里めぶきファーム	小山市大川島 469	平成30 (2018)年 10月1日	就労継続支援A型
0911000461	ショートステイつばさ	大田原市親園 824-1	一般社団法人つばさ	大田原市親園 824-1	平成30 (2018)年 10月1日	短期入所
0911300291	LITALICOワークス那須塩原	那須塩原市高砂町1-5	株式会社LITALICO	東京都目黒区上目黒2-1-1	平成30 (2018)年 10月1日	就労定着支援

0911500114	ワンステップ那須烏山	那須烏山市金井2-18-3	株式会社ワンステップ	那須烏山市金井2-18-3	平成30 (2018)年 10月1日	就労継続支援A型
------------	------------	---------------	------------	---------------	--------------------------	----------

栃木県告示第559号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年11月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
0930800297	ライフサポートセンターゆいねっと	小山市乙女625-2	社会福祉法人パステル	小山市乙女625-2	平成30 (2018)年 10月1日

栃木県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年11月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910400183	特別養護老人ホーム葛生ホーム	佐野市仙波町847	社会福祉法人報徳会	佐野市仙波町847	平成30 (2018)年 9月30日	短期入所
0910900075	メディカルソフト株式会社	真岡市さくら2-4-4	メディカルソフト株式会社	真岡市石島760-1	平成30 (2018)年 9月30日	居宅介護
0911400042	ヘルパーステーションエリム	さくら市鍛冶ヶ沢57-1	社会福祉法人慈愛会	さくら市鍛冶ヶ沢57-1	平成30 (2018)年 9月30日	居宅介護

栃木県告示第561号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年11月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
0930800032	小山市障がい者相談支援センター	小山市中央町2-2-21	社会福祉法人パステル	小山市乙女625-2	平成30（2018）年9月30日

（障害福祉課）

栃木県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福田 富一

事業名	地域名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営中山間茂木南部（深沢下）地区土地改良（区画整理）事業	茂木南部（深沢下）地区	平成30（2018）年11月5日から同年12月3日まで	平成30（2018）年12月18日	芳賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年11月2日から同年12月3日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
/	前	さくら市喜連川字鴻巣下2-3から さくら市喜連川字欠下153まで	9.0～10.1	58.8	
	後	さくら市喜連川字鴻巣下2-3から さくら市喜連川字欠下153まで	11.2～12.7	58.8	
/	前	さくら市喜連川字欠下152から さくら市喜連川字崩畑471-1まで	9.0～15.1	218.2	
	後	さくら市喜連川字欠下152から さくら市喜連川字崩畑471-1まで	11.1～17.3	218.2	

II

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 伊王野白河線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
238	前	那須郡那須町大字大畑字石平383-1 から 那須郡那須町大字箕沢字高橋1549まで	11.0～14.1	113.3	
	後A	那須郡那須町大字大畑字石平383-1 から 那須郡那須町大字箕沢字高橋1549まで	11.0～14.1	113.3	
	後B	那須郡那須町大字大畑字石平383-1 から 那須郡那須町大字箕沢字高橋1549まで	9.9～22.0	140.9	

栃木県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年11月2日から同年12月3日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
/	一般国道293号	さくら市喜連川字鴻巣下2-3から さくら市喜連川字欠下153まで	平成30（2018）年 11月2日
/	一般国道293号	さくら市喜連川字欠下152から さくら市喜連川字崩畑471-1まで	平成30（2018）年 11月2日

(道路保全課)

公 告

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 処分をした年月日
平成30（2018）年10月24日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
海老沼造園
栃木市大平町榎本669番地
海老沼 秀夫
栃木県知事許可（般-28）第18942号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部

(2) 停止を命ずる期間
平成30（2018）年11月5日から同月7日までの3日間

4 処分の原因となった事実

海老沼造園の代表者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成30（2018）年6月15日、栃木簡易裁判所において、罰金50万円に処する旨の略式命令を受け、これが確定したこと（建設業法第28条第1項第3号該当）。

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、真岡市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年11月2日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（MMS計測、地図編集）

2 作業地域

真岡市内市道（市道補正対象区間）

3 作業期間

平成30（2018）年8月22日から平成31（2019）年3月22日まで

（監理課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設について名称に変更があった旨、次のとおり報告があったので、告示する。

平成30（2018）年11月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

選挙管理委員会名	施設 の 名 称		施設 の 所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
宇都宮市選挙管理委員会	細谷地域コミュニティセンター	細谷・上戸祭地域コミュニティセンター	宇都宮市細谷1-4-38